

3時間  
研修

千葉県税理士協同組合【共催：株式会社日本法令】  
オンデマンド配信研修会のお知らせ

税理士が知っておくべき改正電子帳簿保存法  
×インボイス制度への実務対応

研 修 内 容

令和4年1月から改正電子帳簿保存法導入されました（2年間の宥恕措置あり）。  
また令和5年10月からは消費税インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されます。  
いずれも請求書等の証憑の保存に関する改正であり、ここからの1年はインボイス制度および改正電帳法へ両面からの対応が迫られ、顧問先へは改正内容を踏まえた適切な助言やフォローが求められます。  
本研修では、改正電子帳簿保存法×インボイス制度の仕組みとその影響をお話ししたうえで、実務のポイントをお話いたします。

日 時 令和4年11月10日（木）～11月30日（水）（期間：3週間）

講 師 高山 弥生 先生（税理士）

申込期間 令和4年10月31日（月）まで

視聴方法 ご自身の事務所にてご自身のPC・スマホ等で

応募方法 裏面をご確認ください。

受講料	組合員	無 料（賛助会員、組合加入済の所属事務所職員を含む）
	非組合員	10,000円（賛助会員以外の社員税理士及び所属税理士を含む）

問合せ先 千葉県税理士協同組合 TEL:043-247-6250 FAX:043-247-6568

本研修は千葉県税理士会研修細則第2条第1項第5号に該当し、**研修時間は3時間**となります。

:講師紹介: 税理士 高山 弥生(たかやま やよい) 氏

埼玉県出身。一般企業に就職後、税理士事務所に転職。顧客に資産家を多く持つ事務所であったため、所得税と法人税の違いを強く意識。「顧客にとって税目はない」をモットーに、専門用語をなるべく使わない、わかりやすいホンネトークが好評。自身が税理士事務所に入所したてのころに知識不足で苦しんだ経験から、にほんブログ村の税理士枠で常にランキング上位にある人気ブログ『3分でわかる！会計事務所スタッフ 必読ブログ』を執筆している。

東京税理士会 京橋支部所属。ベンチャーサポート相続税理士法人。

【主な著書】

『消費税&インボイスがざっくりわかる本』

『税理士事務所に入って3年以内に読む本』

『個人事業と法人 どっちがいいか考えてみた』（いずれも税務研究会出版局）

『これだけは押さえておきたい改正電子帳簿保存法と企業の実務対応』（日本法令・DVD）

## 1. 研修受講申し込み

千葉県税理士協同組合のHPから研修受講の申込

<https://www.chiba-zeikyo.or.jp/>

千葉県税理士協同組合 HP ➡ 研修案内 ➡ 研修No.013の申込フォーム

必要事項記載の上、お申込みください。

※研修番号 **013** と記載してください。

## 2. 研修申込通知

メールにて【研修申込・自動返信メール】を送付いたします。

※自動返信メールが届かないときは、お手数ですが組合までお電話ください。

メールアドレスが正確に入力されていない場合があります。

## 3. 研修受講 URL 通知

【11/2・午前中】と【11/9・午前中】にメールにて URL を通知いたします。

一回目のメール【11/2分】を受信確認できないときは、下記へご連絡ください。

[kensyuu@chiba-zeikyo.or.jp](mailto:kensyuu@chiba-zeikyo.or.jp)

## 4. 研修受講日当日

研修受講 URL をクリックし受講してください。

## 5. 研修受講後

### ◆研修時間認定書

メールに添付されている『**研修時間認定書**』をご記入の上、千葉県税理士協同組合まで FAX してください。こちらの提出がない場合は、受講されなかったとし、研修の認定時間になりません。

### ◆アンケート

お手数ですが、アンケートもご記入の上、千葉県税理士協同組合まで FAX してください。

※登録番号（個人の税理士登録番号）は千葉県税理士会の研修受講管理システムに対応するため、ご確認の上、正確にご記入ください。事務所職員の参加も歓迎いたします。

申込締切日は 10 月 31 日（月）

千葉県税理士協同組合 TEL : 043-247-6250